

山梨県公報

第千八百二十三号

平成二十年

一月二十一日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定の予定……………二七

公告

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………二七
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………二八
落札者等の決定について……………三〇

告示

山梨県告示第二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

一 保安林の所在場所

1 葑崎市円野町上円井字奥ノ入三五六〇の二、字南沢三九二六の一、三九二七、三九二八、三九七〇、三九七一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥ノ入三五六〇の二・字南沢三九二六の一・三九二七・三九二八・三九七一

(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、三九七〇
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び葑崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定した。
平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

名称	所在地	指定年月日
仁助堂薬局	甲府市若松町一 一番地一	平成二十年一月一日
ヘルスケアセイジ ヨー薬局富士吉田 店	富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急ターミナルビル一階	平成二十年一月一日
株式会社ウエノウ エノ石和薬局	笛吹市石和町東高橋一三〇番地	平成二十年一月一日
有限会社よし薬局	中央市東花輪六七一番地一	平成二十年一月一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年十二月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 土橋建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見二千百八十六番地

3 代表者の氏名 土橋直文

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一七）第四〇九五号

四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可並びに建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年十二月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社タカギ

2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西六百二十六番地

3 代表者の氏名 高木晴雄

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年十二月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社齊藤工務店

2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西六百二十六番地

3 代表者の氏名 高木晴雄

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第七〇三三三号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年十二月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社栄屋

2 主たる営業所の所在地 大月市大月町真木千八百六十三番地

3 代表者の氏名 小林孝行

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第九〇二〇号

四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年十一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年十二月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社齊藤工務店

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市里吉四丁目十六番二十五号
- 3 代表者の氏名 田口和人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第七七〇号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十二月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 広瀬水道建設有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於首四百一番地一
 - 3 代表者の氏名 広瀬正明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二〇六二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及びさく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十二月十七日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 千代田工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上帯那町二百九十三番地一
 - 3 代表者の氏名 末木岩夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第三一〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十二月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 甲陽電気株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市国母七丁目九番一十三号
 - 3 代表者の氏名 日向南進
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第五二三八号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十二月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社大平塗装工業
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市東花輪千九百五十四番地二
 - 3 代表者の氏名 大平秀幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八一八二号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十二月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十二月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社アルテック工房
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条二百七十六番地四
 - 3 代表者の氏名 仲田かつみ
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八四四九号
 - 四 処分の内容 ガラス工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十九年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年十二月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社名取組土木
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野三千百九十九番地
 - 3 破産管財人の氏名 花輪仁士
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第一八九六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年十二月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
初動捜査活動支援システム 八基
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十九年十一月二十七日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千五百七万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番